

令和 8 年度フィンテック企業に対する海外進出支援事業海外展示会 共同出展企業
第二回募集要領

令和 8 年 9 月 1 日
8 産労総国第 796 号

1 事業概要

本事業は、東京都（以下「都」という。）と、海外進出を志向する都内のフィンテック企業等（以下「フィンテック企業」という。）が、海外で開催される展示会に共同出展するものです。

都は、展示会への出展に必要な費用を負担するとともに、海外当局や現地企業等との面談機会を提供し、フィンテック企業の海外進出を通じた事業拡大を後押しします。

2 用語の定義

（1）フィンテック企業等

金融サービスを提供するフィンテック企業、又は金融事業者が提供するサービスの高度化を実現する技術やビジネスモデルを提供する非金融のスタートアップで、かつ、本補助金の申込時点で設立 10 年未満の企業

（2）展示会

海外進出の検討に当たり必要となる販路開拓や、現地パートナーとのマッチング等を目的として参加する、実際に海外の会場で開催される展示会

（3）海外進出

グローバルな本社機能を都内に有する企業が、拠点等を有しない海外都市に展開していくこと

3 展示会の概要

共同出展の対象となる海外展示会は、以下の 2 展示会を想定とします。

各展示会における採択上限企業数は以下記載の通りとします。また、複数の展示会へ重複申請することも可能です。なお、令和 7 年度に都が実施した本事業に採択された企業等も申請可能ですが、申請企業数が上限に達した場合等には、未採択企業を優先して採択する可能性があります。

（1）Singapore FinTech Festival 2026（シンガポール） ※ 1 者程度

- ① 日 時 : 令和 8 年 11 月 18 日（水曜日）から 20 日（金曜日）まで ※現地時間
- ② 会 場 : Singapore Expo
- ③ 主 催 : シンガポール金融管理局（MAS）、Global Finance & Technology Network (GFTN)ほか
- ④ 来場者数: 約 70,000 人（2025 実績）
- ⑤ 概 要 : 世界最大級のフィンテックの展示会（BtoB 及び BtoC 型）
<https://www.fintechfestival.sg/>

（2）Indonesia Fintech Summit（Mandiri BFN Fest）2026（インドネシア） ※3 者程度

- ① 日 時 : 令和 8 年 11 月 26 日（木曜日）から 27 日（金曜日）まで ※現地時間
- ② 会 場 : Balai Kartini Conference Center

- ③ 主 催 : Asosiasi Fintech Indonesia (AFTECH) (2025 主催)
- ④ 来場者数: 約 5,000 人 (2025 実績)
- ⑤ 概 要 : インドネシア政府・規制当局等が行うフィンテック月間である「National Fintech Month (BFN)」期間内に実施されるフィンテック展示会 (BtoB 型)
<https://bulanfintechnasional.com/>

4 フィンテック企業(共同出展企業)への支援内容

(1) 出展に係る経費負担

共同出展に必要な以下の費用を都が負担します。

① 小間料及び出展者証 (1 者当たり 2 名程度※)

※ 主催者との調整の結果、ご期待に沿えない可能性があります。

② ブース設営費用 (基本装飾に係る費用)

③ 商談通訳の手配に係る費用 (共同出展ブース全体として複数名の通訳を設置)

④ ブース全体のプロモーションツールの作成費用 (例: 来場者に配布するチラシ)

※各社で作成するプロモーションツールの作成費用を補助するものではありません。

⑤ 渡航費 (1 者あたり 1 名分の航空券 ※東京 - 開催地間の往復航空券)

※座席はエコノミークラスとします。また、往路は展示会初日の前々日以降に到着する日程の便、帰路は展示会終了後 2 日以内に出発する便を対象とします。

〔支援の対象外となる費用例〕

- ・現地旅費 (現地滞在費、現地交通費 等)
- ・上記⑤に記載する費用以外の渡航費
- ・輸送費 (出展ブースにおいて、各社が個別に設置・準備する機材等の輸送に係る費用)
- ・基本装飾以外に特別に行う装飾、設営、撤去等に係る費用
※工事等が必要になる装飾や他の出展企業のエリアを侵食するような装飾は禁止とします
- ・その他の必要な経費 (通関諸手続費、貨物損害保険料 等)

(2) 現地ネットワーク構築・交流等のサポート

海外進出に向けた情報収集やネットワーク構築を支援するため、現地政府機関や企業等との面談機会を提供します。面談先や日程については、共同出展を行うフィンテック企業のニーズも踏まえて都が決定します。

(3) ピッチ機会の提供

現地での各社の魅力等を発信するためにピッチの機会を提供します。実施方法等は共同出展を行うフィンテック企業のニーズも踏まえて都が決定します。

5 共同出展ブースの概要

3 に記載の各展示会において、共同出展のブースを設置します。各ブースのレイアウトは決定次第、共同出展するフィンテック企業にお知らせします。

(ブースイメージ)

① Fintech surge 2025 での東京ブースの様子



② Singapore Fintech Festival 2025 での東京ブースの様子



③ Money 20/20 Asia 2026 での東京ブースの様子



6 応募資格

下記の要件を全て満たす者とします。

- (1) 東京都内に登記上の本店又は支店があり、応募時点で設立 10 年未満のフィンテック企業であること。
- (2) 共同出展する展示会の主旨等に沿った事業を行っていること。
- (3) 海外進出を通じて、事業拡大を志向していること。
- (4) 共同出展する展示会について、同一年度内に国や他自治体（都の他の事業を含む。）等からの委託や助成を受けていないこと。

※フィンテック企業に対する海外進出支援事業補助金の補助対象事業のうち、展示会出展との併用は不可

- (5) 都が行う本事業の広報活動に協力できる事業者であること。
- (6) 都が実施するアンケートおよび事後のフォローアップ調査等に協力すること。
- (7) 法令等若しくは公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。
- (8) 反社会的勢力又はそれに関わるものとの関与がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律 154 号）に係る更生手続の申立や民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に係る再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (10) 都からの指名停止措置を講じられているものではないこと。
- (11) 税金の滞納をしていないこと。
- (12) 過去の業務その他の事情において、都が共同出展を支援することがふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。

7 応募方法

(1) 提出書類

以下の必要書類を各 1 部準備の上、7（3）に記載する住所へ郵送(簡易書留等)若しくは持込又は jGrants による電子申請の方法により提出してください。

	提出書類	備考
1	(別紙) 出展申込書	
2	補助対象事業者の所在地、代表者を確認できる資料	例：履歴事項全部証明書等
3	補助対象事業者が使用する印鑑等が真正であることを確認できる資料	例：印鑑証明書等
4	企業概要がわかる資料	例：会社案内等
5	その他、都が必要と認める資料	

(2) 募集期間

令和 8 年 9 月 1 日(火曜日)から同年 9 月 14 日(月曜日)まで

応募の検討に当たり、都や主催者に確認したい事項がある場合には、9 月 10 日（木曜日）までに以下（3）の連絡先までお問合せください。お問合せの内容によっては、主催者側の事情により、ご回答が難しい場合もございますので、ご了承ください。

(3) 提出先（問合せ先）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 20 階

東京都 産業労働局 総務部 国際金融都市推進課 国際金融都市推進担当

電話番号：03-5320-6274

E メール：S0290108(at)section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、(at)を@に置き換えてご利用ください。

※郵送又は JGrants による提出の場合は、提出後、募集期間内に上記電話番号に連絡の上、到達又

は受信の確認を行ってください。

8 共同出展者の決定方法

本事業で共同出展するフィンテック企業は、7に記載のとおり応募した企業から、別途規定する審査会において、面接審査を行い決定します。

(1) 審査会概要

審査会の日程や方法等は、募集期間終了後、都から応募企業に対して個別にご連絡します。

(2) 審査の視点

- ①事業の将来性（将来性や成長の見込みがあるか）
- ②事業効果（出展する展示会の趣旨等が応募企業の事業内容や戦略等に合致しているか）
- ③実現性（海外展開の意思や目的が明確であり、実現可能性があるか）

(3) 審査結果

審査会終了後、都から全応募企業に対して個別に通知します。なお、審査内容に関する質問等には一切お答えできませんので、ご了承ください。なお、面接審査を通過し、都と共同出展するフィンテック企業に対しては、共同出展に係る説明会や調整等について、あわせてご案内します。

9 共同出展に係る注意事項

共同出展するフィンテック企業は、以下の事項を了承、遵守するものとし、本事業の出展申込をもって了承、遵守することに同意したものとみなします。

- (1) 出展する各展示会の出展規定等を遵守すること。
- (2) 共同出展の決定後は、やむを得ない場合を除き、出展の中止はできない。フィンテック企業の都合により出展を中止した場合、それにより都に生じた負担や責任については、当該フィンテック企業等が負担するものとし、都は一切の責任を負わないこと。また、フィンテック企業の都合により出展を中止した場合、以後の共同出展における審査の際に、優先度が低くなる可能性がある。
- (3) 共同出展する展示会開催地の危険情報や自然災害等の情報により、都が共同出展を安全に実施できないと判断する場合、展示会の出展直前であっても、都の判断で共同出展を延期又は中止する可能性があること。また、渡航後に共同出展を安全に実施できないと都が判断する場合、展示会終了前でも、出展を中止する可能性がある。なお、これらの事情により発生する費用について、4(1)に係る経費については都が負担するが、それ以外の経費について、都は負担しない。
- (4) 展示会は定められた全日程に参加すること。また、展示会開始日の前日までに開催地に渡航し、都と出展に係る最終確認、調整を行うこと。ただし、やむを得ない事情により、前日までの到着が難しい場合は、都に連絡すること。
- (5) 共同出展のブースのレイアウト等については、フィンテック企業のニーズ等も踏まえ、最終的に都が決定する。
- (6) 出展者は、配置決定小間内の全部又は一部を第三者に転売、売買、交換又は譲渡することはできない。
- (7) 出展する展示会の装飾やプロモーションツール等搬入、搬出及び展示方法について、都の指示に従うこと。また、出展する展示会会場等に適用される防火及び安全法規、行政指導等に準拠すること。

- (8) 展示会には原則2名以上で参加すること。また、出展期間中は極力ブースを不在にしない体制とすること。やむを得ない事情によりブースを不在にする場合には、自社PR動画の投影や連絡先を掲出する等の対応をとること。
- (9) 展示会への参加者については、英語での各種調整等に関し、ネイティブレベルで対応可能であること。
- (10) ファンドへの投資家開拓等、単に自社商品の販売拡大等を目的とした出展は支援対象外とする。
- (11) 7に記載する提出資料に記載された情報や、必要に応じて提出する申込情報等について、当該展示会主催者、東京都が指定する業務委託先、審査会の審査委員等、事業を運営する上で必要となる者に対して提供する場合がある。
- (12) 提出資料に記載された個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に基づき取扱い、業務委託先等においても同様の取扱いを行うこと。
- (13) 本事業の内容や成果等について、共同出展するフィンテック企業に係る情報も含めて、都のホームページ等で掲載する可能性がある。なお、公表内容や形式等は都と協議のうえで決定する。
- (14) 共同出展の決定後、6に記載する応募要件を満たさなくなったと都が判断する場合、共同出展を取り消すことがある。
- (15) 都及び本事業運営にあたっての都の業務委託先は、共同出展するフィンテック企業の所有物（製品、プロモーションツール等）の盗難、紛失、火災、破損や出展者が展示会場を使用することにより発生した人的災害等、あらゆる原因から生ずる損失や損害について、その責任は負わないこと。
- (16) その他、本要領に定めのない事項及び本要領の解釈に疑義が生じた場合は、都とフィンテック企業の協議により決定すること。